

令和7年度1月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年1月26日（月）午前9時30分～午前10時30分

開催場所 所沢市役所全員協議会室

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議案第4号 農地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議案第5号 農地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について(研修農地)

議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見を聴取することについて

出席委員

1番 斎藤 昇

2番 二上 茂雄

3番 池之谷昭治

4番 岩崎 良一

5番 肥沼 一彦

6番 齊藤 喜代治

7番 田中 宏

9番 北田 良孝

10番 栗原 明夫

12番 平岡 豊子

13番 鹿島正之助

14番 肥沼 正明

15番 中 茂紀

16番 水村 英紀

17番 新井 祥穂

欠席委員

8番 吉田 英和

議長：

出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。

これより1月の農業委員会総会を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号9番 北田 良孝委員、10番 栗原明夫委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野新町2丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は450平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字神米金字月見崎です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3,753平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。

以上2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請番号1番につき現地を確認したところ、適切に管理されております。

この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。

審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長： 申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請番号2番につき現地を確認したところ、適切に管理されております。

この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。

審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号2番について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字中原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,130平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については、前面道路に上下水道、ガス管が整備されており、半径500m以内にうだがわクリニック、埼玉西協同病院がある第3種農地と判断されます。申請事由は、売買による所有権移転です。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字城字十三部です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,354平方メートルのうち173.2平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は来客用駐車場、通路及び直販カートの設置する一時転用です。農地区分については、農用地です。申請事由は、申請地を借り受け来客用駐車場、通路及び直販カートを設置するものです。

申請番号2番、所在地は三ヶ島5丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は330平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。農地区分については、前面道路に上下水道が埋設されており、半径500メートル以内に三ヶ島病院と平林歯科がある第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり農用地です。農地の一時転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町2丁目の1筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,721平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月7日から令和13年3月31日までの約5年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町2丁目の1筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,798平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の10筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は10筆合わせて12,107平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間です。

申請番号4番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北中1丁目の1筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,064平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年5月1日から令和14年4月30日までの6年間です。

申請番号5番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北中1丁目の1筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4,422平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年5月1日から令和14年4月30日までの6年間です。

申請番号6番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字程久保です。現況地目はいずれも畑で、面積は930平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間です。

申請番号7番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字程久保の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて4,719平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

申請番号8番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字大帖の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,907平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間です。

申請番号9番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地

は大字南永井字北井頭の1筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,498平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間です。

申請番号10番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は林2丁目の1筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,472平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年5月1日から令和14年4月30日までの6年間です。

申請番号11番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島5丁目の1筆の一部です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,127平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間です。

以上11件です。

議長： 初めに、申請番号1番及び申請番号2番については、関連しますので、一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： それでは、申請番号1番及び申請番号2番について審議願います。

本件につきましては、私が北野地区の担当ですので、意見を発表します。

申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまゝ。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われまゝ。申請番号1番及び申請番号2番について、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番及び2番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番及び申請番号2番については、承認といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまゝ。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われまゝ。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、承認といたします。

議長： 申請番号4番及び申請番号5番については、関連しますので、一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長： それでは、申請番号4番及び申請番号5番について審議願います。地区担当のご意見をお願いいたします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いしま。

議長： 申請番号4番及び申請番号5番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号4番及び申請番号5番について、承認することに賛成の委員の挙手を願いま。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めま。よって、申請番号4番及び申請番号5番については、承認といたしま。

議長： 申請番号6番及び申請番号7番については、関連しま。一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長： それでは、申請番号6番及び申請番号7番について審議願いま。地区担当のご意見をお願いいたします。地区担当の意見をお願いしま。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いしま。

議長： 申請番号6番及び申請番号7番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号6番及び申請番号7番について、承認することに賛成の委員の挙手を願いま。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めま。よって、申請番号6番及び申請番号7番については、承認といたしま。

議長： 申請番号8番について審議しま。地区担当の意見をお願いしま。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いしま。

議長： 申請番号8番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号8番について、承認することに賛成の委員の挙手を願いま。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めま。よって、申請番号8番については、承認といたしま。

議長： 申請番号9番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号9番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号9番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めま。よって、申請番号9番については、承認といたしま。

議長： 申請番号10番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号10番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号10番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めま。よって、申請番号10番については、承認といたしま。

議長： 申請番号11番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号11番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号11番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めま。よって、申請番号11番については、承認といたしま。

それでは、議案第4号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画(原案)に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しま。

5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）

議長：「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字峯の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,589平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの約2年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字峯の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて1,419平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中新井の1筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は495平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めま。よって、申請番号1番については、承認といたしま。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、承認いたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、承認いたします。

それでは、議案第5号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画(原案)に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

6 議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見を聴取することについて

議長： 「議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見を聴取することについて」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見を聴取することについて」ご説明いたします。

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見を聴取することについて、地域農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定に基づく、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に当たり、市長から照会がありましたので、同法第19条第6項の規定により、本農業委員会の意見を聴取するため、本案を提出するものです。

概要といたしましては、農業を担う経営体数が64経営体から63経営体に減少するものです。

議長： 議案第6号に対し、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、議案第6号については、意見なしとすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第6号については、意見なしと決しました。

7 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、17件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、3件の証明を行いました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

「報告事項7 農地賃借料情報の提供について」ですが、農地法第52条の規定により農地の賃借料の目安となる実勢賃借料について報告します。令和7年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借契約における賃借料水準（10アール当たり）は、100円未満切捨て、使用貸借は含まないもので、平均額10,000円、最高額40,000円、最低額1,000円となり、データ数は41件でした。

以上です。

8 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

田中会長職務代理者により閉会した。（午前10時30分）